

| 自治基本条例素案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 基本原則(第4条)</p> <p>第3章 市民の役割(第5条―第7条)</p> <p>第4章 市議会及び執行機関の役割(第8条―第12条)</p> <p>第5章 市政の運営(第13条―第19条)</p> <p>第6章 参加及び協働(第20条―第22条)</p> <p>第7章 財政(第23条―第26条)</p> <p>第8章 住民投票(第27条)</p> <p>第9章 国、県、他の地方公共団体等との関係(第28条―第29条)</p> <p>第10章 その他(第30条―第31条)</p> <p>附則</p> <p>(前文)</p> <p>笠岡市は、瀬戸内海に臨み、大小30有余の多島美を誇る笠岡諸島、特別天然記念物カブトガニ繁殖地、夢と希望の大干拓地を有します。</p> <p>また、交通の要衝として、活力に満ちたまち笠岡市の特性を活かし、魅力的なまちづくりに取り組んできました。</p> <p>先人の築き上げた歴史、培ってきた文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、誰もが心豊かな生活を送れる地域社会を実現していく必要があります。</p> <p>そのためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び執行機関は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、協力していかなければなりません。</p> <p>そして、私たち市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動することを自治の基本理念とし、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて努力していくことが必要です。</p> <p>ここに市民主体の自治の基本理念を共有し、笠岡市における最高規範としての笠岡市自治基本条例を制定します。</p> | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 基本原則(第4条)</p> <p>第3章 市民の役割(第5条―第7条)</p> <p>第4章 市議会及び執行機関の役割(第8条―第12条)</p> <p>第5章 市政の運営(第13条―第19条)</p> <p>第6章 参加及び協働(第20条―第22条)</p> <p>第7章 財政(第23条―第26条)</p> <p>第8章 住民投票(第27条)</p> <p>第9章 国、県、他の地方公共団体等との関係(第28条―第29条)</p> <p>第10章 その他(第30条―第31条)</p> <p>附則</p> <p>【解説】</p> <p>前文は、条例制定にあたって基本的な認識、決意表明、条例の趣旨について述べます。</p> <p>笠岡市の地理的な特色、笠岡市の現状と課題を認識、課題解決のための方法として市民主体の自治の基本理念を記述します。</p> <p>「私たち市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動すること」を自治の基本理念として掲げます。</p> |

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、笠岡市における自治の基本理念を明らかにし、自治の基本となる事項を定め、自治の担い手である私たち市民が、市議会及び市の執行機関と一体となって、自治の実現を図ることを目的とする。

### (最高規範性)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、笠岡市における条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 市内に居住し、または市内で働き、学び、もしくは活動する個人及び法人、その他の団体をいう。

(2)市 住民、市議会、執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。

(3)執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4)協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

### 【解説】

第1条では、何のために自治基本条例を制定するのか、その目的を述べます。

自治を担う主体(市民、議会、執行機関)の役割と責務、参加と協働による自治のあり方、市政運営の基本的な事項を定めることで、市民主体の自治の実現を図ることが目的であるとします。

自治の基本理念は、前文に規定する自治基本条例全体に及ぶ理念のことで

### 【解説】

第2条では、自治基本条例の最高規範性について述べます。

笠岡市の条例に上下関係はありません。しかしながら、他の条例等の制定、改廃及び運用にあたっては、自治基本条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならないと定めることによって、自治基本条例は最高規範性を有します。これは、今後、笠岡市の条例等は自治基本条例からの逸脱は許さないということです。この条例に反する内容を含む既存の条例等は、改正を要します。そして、自治の担い手である市民は自治基本条例を最高規範性を有す条例として受け入れ、他の条例等が自治基本条例に沿っているかどうかを常に注意してはなりません。

### 【解説】

第3条では、自治基本条例の中で、この語はこのような意味で使います、ということを示します。

「市民」とは、市内に住んでいるか、または、市内で働いているか、学んでいるか、もしくは何らかの活動をする個人、法人及びその他の団体とします。自治に関する活動には、市内の会社や学校、そこへ通勤、通学する人、また、市民活動団体とそこで活動する人の協力が欠かせないと考えため、住民に限らず、市民の定義を広くしています。

「市」とは、住民、市議会、執行機関で構成します。「住民」とは、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第10条で規定されているとおり、笠岡市に住所を有する者です。住民、市議会、執行機関によって構成された「市」は「市民」に対して、笠岡市の区域内における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体のことを指します。よって、この役割を担えない場合は「市」ではあり得ません。

(5)地域コミュニティ 互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として、自主的に形成された集団をいう。

「執行機関」とは、独自の執行権を有し、地方公共団体としての意思決定を自ら行い、外部に示すことができる機関のことです。笠岡市の執行機関は普通地方公共団体の長である市長と教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会です。(地方自治法第139条及び第185条の5)

「協働」とは、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつです。地域の課題解決に向けて、行政単独、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互に不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向け取り組むことです。そして、協働した方がサービス供給や行政運営上の効率が良いとされる場合に協働のまちづくりが推進されます。こうした発想を補完性の原則といいます。「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例（平成15年12月24日 条例第36号第2条）」では「協働」を「市民等、夢を持つ者及び市が共通の目的を達成するため、相互の信頼を深めながら対等な関係で協力し、取り組むことをいう。」と定義しています。

「地域コミュニティ」とは、笠岡市の区域内で、その課題に主体的に取り組むことを目的として、自主的に形成した集団です。町内会及び自治会を最も基礎的な「地域コミュニティ」の単位と想定します。地域を構成する人々が互いに助け合い、支え合い、いきいきと暮らすうえで、地域コミュニティの形成は大切なことです。「地域コミュニティ」は行政だけで解決できない課題を、地域の市民同士の自主的、主体的な活動や市との協働を通じて取り組む役割を担います。

## 第2章 基本原則

### (自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定める。

(1)情報共有の原則 市議会及び執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民とともに共有することを原則とする。

(2)参加及び協働の原則 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

### 【解説】

第4条では、執行機関が前文に掲げる自治の基本理念に基づいて、自治運営を進める上での共通の原則を定めます。条例に基づいてさまざまな施策を講じていく場合にもっとも大切にしなければならないことを基本原則とします。

一つ目の原則は情報共有の原則です。市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動するためには、正しい情報が不可欠です。市議会及び執行機関は自身の持つ情報を積極的に公開することにより、これらの情報を市議会、執行機関及び市民の間で共有することを原則とします。「情報の共有」というのは、政策の立案や実施、評価に至る過程での情報であったり、市民生活に重要な影響を及ぼすようなものについては、市民に対して情報を提供して共有することをいいます。

二つ目の原則は参加及び協働の原則です。これは、市民、市議会及び執行機関は、市民主体の自治を推進するため、第6条から第12条に規定するそれぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とします。

### 第3章 市民の役割

#### (市民の権利)

第5条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことにより不利益な扱いは受けない。

3 市民は、市政の情報に関し知る権利を有する。

4 市民は、納めた税の総額に見合う適正な行政サービスを受け、これを請求する権利を有する

#### (市民の責務)

第6条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治の推進にあたる責務がある。

2 市民は、市政へ参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、安全でうるおいのあるまちづくりの推進に努めなければならない。

#### 【解説】

第5条では、市民の権利を規定します。市民の権利として、基本的なものを規定しています。

1項については、「笠岡市安全・安心まちづくり協働推進条例(平成19年7月9日、条例第12号)」により規定しています。

2項については、前文で述べた「市民が、まちづくりの主体であること」をこの条文では「市民は市政の主権者である」と表現しています。

市民は市政に参加する権利を有します。「市政に参加する」とは笠岡市の行政活動に参加することです。一方で市政に参加しないことにより不利益な扱いは受けません。

3項については、市民は、市政の情報に関し知る権利を有することとします。笠岡市情報公開条例(平成10年3月30日、条例第13号)で市民の公文書の公開を求める権利を保障しています。笠岡市情報公開条例では「情報」とは執行機関、公営企業管理者及び市議会が保有する公文書のことで。

4項については、「納めた税の総額に見合う」とは当該年度予算において見込まれる税収入の総額と、これを財源とする行政活動とがつり合っていることです。

市民は納税総額より過小でも、過大でもない、適正な行政サービスを受ける権利、及び、これを請求する権利を有します。

#### 【解説】

第6条では、第5条の市民の権利の規定と対になる責務の規定です。「義務」は法的に強制されますが、「責務」は主体的に果たされるべきものです。前文述べたそれぞれの責任のうち、条例の目的を達するためには市民はどのような役割を担い、努力する責務があるのかを定めます。

1項では、市民は、互いに尊重し、協力して、自治の推進にあたる責務を主体的に担うことを定めます。「自治の主体者」とは、第5条2項の「市政の主権者」と同じ意味です。責務を果たすものとしての表現です。市民は、自治の主体であることの自覚がなくては、自治の推進はありえないということです。

4 市民は、納税の義務を負い、行政サービスその他市政の運営に要する費用について応分の負担をする。

(地域コミュニティ)

第7条 市民は、地域コミュニティを守り育てよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができるものとする。

4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

2項では、市民は、市政へ参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならないと定めます。無責任な発言や行動は許されません。自治の推進のためには、市民自らの意志と責任に基づいて主体的に行動することが基本です。

3項については、「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例(平成15年12月24日条例第36号)」では「(1) まちづくり 健康で安心かつ豊かな地域社会を創造する取組をいう。」と定義しています。「うるおいのある」とは「豊かなこと」を意味します。

4項について、日本国憲法では納税は国民の義務です。自治基本条例では住民も市もきちんと襟を正せるような内容にするために、市民は納税の義務を負うと規定します。また、市民は行政サービスを受ける権利を持つ一方で、行政サービスその他市政の運営に要する費用について応分の負担をすることを定めます。

【解説】

第7条では、第3条で定義した「地域コミュニティ」に対する、市民、執行機関、市議会の関わり方について述べます。

1項では、市民は地域コミュニティを守り育てよう努めるものとすると定めます。「守り育てる」とは地域コミュニティが取り組む課題に対して継続的に活動できるように集団を維持し、課題に対処する能力を持つことができる状態にすることです。

2項では、執行機関は、「地域コミュニティ」の自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものと定めます。

3項では、執行機関は、「地域コミュニティ」の活動を支援することができるものと定めます。

4項では、市議会は、「地域コミュニティ」の自主性及び自立性を尊重するものと定めます。

## 第4章 市議会及び執行機関の役割

### (市議会の責務)

第8条 市議会は、自治の基本原則にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営に努めるとともに、保有する情報を原則として公開しなければならない。

### (市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、自治の基本原則にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

### (執行機関の責務)

第10条 執行機関は、まちづくりに関する重要な政策の形成、執行、評価等の過程において、市民からの提案、意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

2 執行機関は、市政に関する市民からの質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実に応えるよう努めなければならない。

### 【解説】

第8条では、前文に述べたそれぞれの責任のうち市議会について規定します。

1項では、市議会は、第4条に定めた、「自治の基本原則」にのっとり、その権限を行使し、市民主体の自治を推進しなければならないと定めます。議会の権限は地方自治法に規定されています。法律で規定されているものを条例で規定することは法令の趣旨に沿いませんが、自治基本条例ではあえて規定します。

2項では、市議会の市民に対する責務を規定します。市民に対して開かれた議会運営とは、会議の公開、議事録の公開に努め、また、会議に際しては秘密会を開かないということです。会議とは本会議、常任委員会、特別委員会を指します。また、市議会は、保有する情報を原則として公開しなければならないことを定めます。

### 【解説】

第9条では、市議会議員の責務を規定します。議会は議員によって構成されるものなので、議員の責務を規定することによって、市議会が第8条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならないと規定します。議員の責務を条文で明記したのは、議員の責務を規定することによって、議員の果たす役割と責任を明確にし、議会の機能を発揮することができると考えるからです。

### 【解説】

第10条は、前文に述べたそれぞれの責任のうち執行機関について規定します。

1項では、執行機関は、まちづくりに関する重要な政策の形成、執行、評価等の過程においては、市民からの提案、意見、要望等を反映させるよう努めなければならないと規定します。

2項では、執行機関は、市民からの質問、意見、要望等に対して速やかに、かつ、誠実に対応しなければならないと規定します。

(市長の責務)

第11条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければならない。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければならない。

3 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

4 市長は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的な組織体制をつくらなければならない。

【解説】

第11条では、執行機関のうち市長の責務を規定します。

市長は市を統轄し、これを代表し(地方自治法第147条)ます。また市長は市の事務を管理し、及び、これを執行する(同148条)権限を持ちます。1項では、大きな権限を持つが故に、市長は、自治基本条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければならないことを規定します。

地方自治法第2条4では「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められています。2項では、地方自治法の記述を「市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければならない。」と表現し直しています。

3項では、市長は市民主体の自治を推進するために補助機関である、市職員の能力向上に努めなければならないと定めます。地方自治法第153条1項では「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。」とし、また地方自治法第154条「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」と規定されています。

4項では、市長は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的な組織体制をつくらなければならないと定めます。地方自治法第2条14「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同第2条15「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定されています。

(市職員の責務)

第12条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければならない。

第5章 市政の運営

(計画的な市政運営)

第13条 執行機関は、自治の基本理念にのっとり、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定しなければならない。

(開かれた市政運営)

第14条 執行機関は、市民にわかりやすいかたちで、その保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 市議会及び執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければならない。

【解説】

第12条では市職員の責務を規定します。

日々市民と直接向き合っているのは、市長の補助機関である市職員です。1項では、市職員は市民との信頼関係づくりに努め、信頼関係を築くことにより、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければならないと定めます。市職員として当然のことですが、常に意識するために条文化します。

2項では、市長の補助機関である市職員は、その職務の遂行にあたっては、必要な知識の習得及び能力の向上に自ら取り組まなければならないと定めます。1項で「市民主体の自治を推進しなければならない」とされる市職員は、ひとりひとりが職務に必要な知識と職務の遂行に必要な能力を持つことは当然のことです。

【解説】

第13条は、計画的な市政の運営についての規定です。地方自治法第2条4では「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められています。自治基本条例では、執行機関はさらに、基本構想の実現を図るために基本計画を策定しなければならないと規定します。

【解説】

第14条では、開かれた市政運営について述べます。第4条1項に情報共有の原則を掲げました。ここではあらためて、執行機関は市民に対し、自身の持つ情報を積極的に公開することにより、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければならないと規定します。

【解説】

第15条は、個人情報の保護に関する規定を設けます。市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項は、「笠岡市個人情報保護条例(平成13年3月27日 条例第13号)」により規定します。「笠岡市個人情報保護条例」は市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。自治基本条例では、個人情報の保護に関する基本的な考えを述べます。



(適切な行政手続)

第16条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行わなければならない。

(行政評価)

第17条 執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもと行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければならない。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければならない。

(説明責任)

第18条 執行機関は、重要な条例及び計画の策定等にあたり、情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

(危機管理)

第19条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

【解説】

第16条は、行政手続に関する条文です。「市政の運営における公正の確保及び透明性」とは市政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいいます。行政手続については「笠岡市行政手続条例（平成9年12月19日 条例第24号）」に規定します。

【解説】

第17条は行政評価について述べます。行政評価とは、市民に対して行政活動の中身を説明し、その評価を基に行政活動全体を改善・改革するための手法です。

1項では、執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するために、市民の参加する行政の評価を実施し、当然のこととして、評価の結果を市政の運営に反映させていかなければならないと定めます。

2項では、執行機関は、実施した行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければならないと定めます。

【解説】

第18条は説明責任について規定します。「説明責任」とは、市の施策や事業等について市民に説明する責任です。

1項では、執行機関は、重要な条例及び計画の策定等を行うときには、これらに関する情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明しなければならないと規定します。

2項では、執行機関は、市民からの意見、要望、提案等に対して速やかに対応しなければならないと規定します。

【解説】

第19条は、危機管理について規定します。笠岡市の危機管理については「笠岡市防災会議条例(昭和37年10月1日 条例第36号)」等によります。具体的な内容は、「笠岡市地域防災計画」、「笠岡市水防計画」及び「笠岡市国民保護計画」に記しています。

## 第6章 参加及び協働

### (市民参加)

第20条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に参加する。

2 執行機関は、市民が市政に参加しやすい環境づくりを進め、市政に参加する機会を提供しなければならない。

3 市民、市議会及び執行機関は、男女共同参画のもとに市民主体の自治を推進するものとする。

### (協働のまちづくり)

第21条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

2 市議会及び執行機関は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。

### 【解説】

第20条は市民参加について述べます。

1項は、市民は、市政に関わる政策等の立案、実施及び評価の過程において、自主的に参加すると規定します。政策の立案から実施、評価にいたる市意思形成過程や実施過程で、責任をもって主体的に関与することを「参画」といいます。

2項は、市民が市政に参加しやすい環境づくりとは、市民の意見を聴くための制度、審議会等だけではなく、いろいろな方法、制度を設けて、市政に参加する機会を、執行機関は提供しなければならないと規定します。

3項では、市民、市議会及び執行機関は、男女共同参画のもとに市民主体の自治を推進するものとする規定します。男女共同参画とは、「男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うこと」です。笠岡市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「笠岡市男女共同参画推進条例(平成15年7月1日 条例第21号)」を制定しています。男女共同参画においては個人の人権が尊重されなければなりません。笠岡市は「笠岡市人権尊重の都市づくり条例(平成13年12月21日 条例第31号)」を制定しています。

### 【解説】

第21条は協働のまちづくりについて述べます。

1項では、市民と市とがそれぞれ、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならないと定めます。それには、互いが対等な立場に立ち、理解を深め、信頼関係のもとに協働してまちづくりを進めるように努めます。「市民」、「市」、「協働」については、第3条で定義しています。

2項では、協働のまちづくりを推進するに当たっては、市議会及び執行機関は、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならないとします。支援する場合は、支援することを理由に、市民の自発的な活動を損なったり、干渉しすぎたりすることのないようにしなければなりません。

(教育委員会と地域との連携協力)

第22条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、地域コミュニティを核とした地域づくりを進めるものとする。

第7章 財政

(健全な財政運営)

第23条 市長は、基本計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、健全な財政運営を行わなければならない。

(財政状況等の公表)

第24条 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表しなければならない。

(財産の管理)

第25条 市長は、市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければならない。

【解説】

第22条は教育委員会と地域との連携協力についての条文です。

1項では、教育委員会と地域との連携協力によって、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする規定します。

2項では、教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、第3条で定義した「地域コミュニティ」を核とした地域づくりを進めるものとする規定します。

【解説】

第23条では、健全な財政運営について規定します。

第13条で、執行機関は、基本計画を策定しなければならないとあります。第11条2項で、市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければならないとしました。この基本計画に基づき、計画を実現するためには、財政的な裏付けが必要です。基本計画に基づいた、中長期的な財政計画を定めることにより、財源を確保しその効率的な活用と効果的な配分により健全な財政運営を行わなければなりません。自治体経営には、持続的な発展を可能とするための健全な財政運営が重要です。

【解説】

第24条では、財政状況の公表について規定します。

市長は、市民に対し、前条に規定する財政に関する計画及び財政に関する状況を公表しなければなりません。これらを市民に対して明らかにすることは、行政の透明性の確保のためには重要なことです。市民は、公表された市の財政計画及び財政状況を十分に理解することが必要とされます。

【解説】

第25条は財産の管理について述べます。

財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金のことです(地方自治法第23条)。市長は、市の保有する財産を適正な管理と目的に応じて効率的な運用を行わなければならないと定めます。

笠岡市における財産の管理は、笠岡市公有財産管理規則(平成19年2月23日規則第9号)、笠岡市物品管理規則(平成19年2月23日規則第7号)、笠岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年4月1日条例第17号)、笠岡市基金管理規則(平成19年2月23日規則第10号)等に規定しています。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

第8章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者、投票結果の取り扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。

4 市長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。

5 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。

【解説】

第26条では、第3条3号の執行機関のうち、監査委員が行う監査について規定します。事務事業の適法性、妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえた監査を行うものとするとしています。地方自治法では「第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。

第198条の三 第1項 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

第199条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

第3項 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としています。

笠岡市では「笠岡市監査基準(平成16年4月14日 監委告示第1号)」が定められています。

【解説】

第27条は住民投票について規定します。

住民投票制度は、住民が市政に参画する究極の仕組みといえます。それは、住民投票が住民の意思を直接問うものだからです。

1項では、市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接問う住民投票が実施できることを規定します。

2項では、市民、市議会及び市長は、住民投票結果を尊重することを規定します。地方自治は市長、議員を住民の代表とする間接民主制が原則です。住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度です。住民投票の結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありません。市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならないと規定します。

第3項では、住民投票を行う場合の扱いについての条項です。住民投票制度には、「非常設型(個別型)」と「常設型」があります。本条例では住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者、投票結果の取り扱い等を規定した条例を別に定める、非常設型の住民投票です。

6 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

4項では、市長による住民投票の発議についての規定です。市長のもつ議案提出権に(地方自治法 第149条1)により、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができると規定します。

5項では、議員による、住民投票の発議についての条項です。議員の議案提出権(地方自治法 第112条2)により、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができると規定します。

6項では、住民による、住民投票を規定した条例の制定の請求についての条項です。住民の条例制定請求権(地方自治法 第74条1)により、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができると規定します。

## 第9章 国、県、他の地方公共団体等との関係

### (国及び県との関係)

第28条 市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。

### 【解説】

第28条では国及び県との関係について規定します。

「国は、(中略)住民に身近な行政は出来る限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定および施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」「(地方自治法第1条の2第2項)、「都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。」「(地方自治法第2条第2項)を踏まえて、国や県とは上下関係ではなく、対等な立場に立って、適切な役割分担のもと地方自治を確立するよう努めなければならないと規定します。

(他の地方公共団体等との関係)

第29条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができるものとする。

第10章 その他

(条例の見直し)

第30条 市長は、この条例が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうか必要に応じて検証し、見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【解説】

第29条では、他の地方公共団体等との関係を規定します。

1項では、他の地方公共団体や地域コミュニティ、NPO等の関係機関との共通課題又は広域課題に対してはそれぞれの自主性を保ちながら連携し、協力し合いながら、解決に向けて取り組むようつとめることとします。

地方公共団体相互間で共同で組織を設けることについては、協議会の設置、機関等の共同設置、組合の設置が地方自治法に規定されています。

2項では、地方公共団体ではない関係機関とも共同で組織を設けることができるものと規定します。

【解説】

第30条は条例の見直し規定です。

自治の担い手である市民は、自治基本条例を最高規範性を有す条例として受け入れます。各条項が条例の基本理念を踏まえ、社会情勢に適合しているかどうかを必要に応じて市長は検証します。その結果、見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとします。

【解説】

第31条は委任規定です。

この条例の施行に関し必要な事項があれば、市議会及び執行機関が別に定めることになるので、それぞれ「規則で定める」という規定を設けています。

【解説】

附則は自治基本条例の施行日です。

市議会で可決後施行までに6ヶ月程度の期間を置いています。これは、この間に、必要な例規等の整備、検討を行うとともに、市民等への周知徹底を図り、自治基本条例の実効性を確保するためです。